

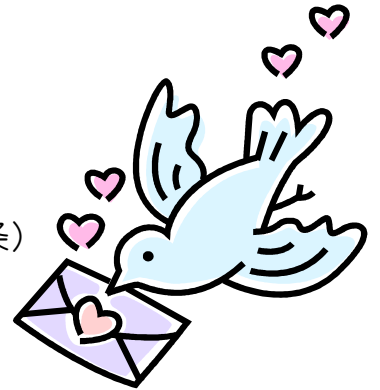
～あかり行政書士事務所通信～

第 1 号 (2014.3.1)

☆遺言ってなに？

遺言とは、「**自分が亡くなった後の相続についての意思表示**」です。相続財産といっても、もともとは亡くなった本人が所有していたものですから、どのように処分をするかを定める権利があるのです。

遺言は、満15歳になればだれでも作ることができます。(民法 961 条)
また、法律に決められた形式に従って作らなければ、法的効力のある遺言書とは認められません。(民法 960 条)



☆遺言でなにができるの？

たとえば、「土地と建物は長男に、預貯金は長女に相続させる」といった**具体的に誰に何を譲るか**を指定したり、「子には遺さないで妻にすべて相続させる」といった**相続割合を指定**したりすることができます。

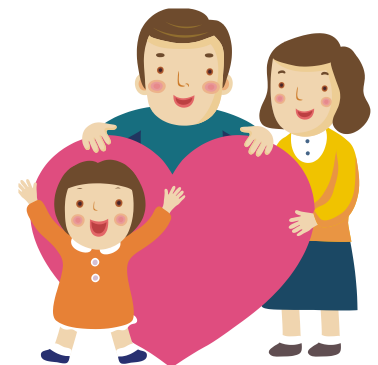
また、お世話になった親戚や慈善団体など、**相続人以外の人に財産を譲ったり、寄付をしたい場合には生前に遺言で指定しておかなければなりません**。

ほかにも、認知していない子を認知したり、遺言執行者を指定したりすることなどもできます。

☆どんな場合に遺言を作るべきなの？

法定相続のとおり相続を行うことが現実的な事情に合っていない場合に、いわゆる「争族」となってしまうおそれが高まります。次のような場合には、遺言を作ることを考えてみるといいかもかもしれません。

- ① 夫婦の間に子がいない
- ② 離婚したあと再婚し、先妻との間に子がいる
- ③ 配偶者に連れ子が居て養子縁組を行っていない
- ④ 相続人同士の仲が悪い
- ⑤ 相続人以外に財産を譲りたい
- ⑥ 相続人がいない
- ⑦ 事業を行っている など



この記事へのお問い合わせは 042-703-6059 までご連絡ください。(平日 10:30～18:30)

※外回り等でお電話に出ることができない場合がございますのでご了承ください。

発行者: あかり行政書士事務所 相模原市緑区橋本 2-3-22 大雄地所本社ビル 602 号室
行政書士 土屋 亮